主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

事実審は適法に上告人(被告)と被上告人(原告)との間に本件不動産の分割に協議の調わない事実を認定し、民法二五八条により、本件不動産を競売に付しその 売得金を分配する旨の被上告人(原告)の請求を正当と認めたのであつて、原判決 には所論の違法はない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔